

沖縄上地流唐手道協会会計規定

（目的）

第1条 本規定は、沖縄上地流唐手道協会（以下「本会」という。）規約第19条に基づき、本会会計事務に関し必要な事項を定める。

（会計事務）

第2条 本会会計事務は会計部長が執行する。

（支出承認）

第3条 経費の支出については、会長及び事務局長の承認を経なければならない。なお、1件50,000円以上の支出及び本会の重要事項に関する支出については個別に理事会の承認を得るものとする。

（監査）

第4条 本会監事は必要の都度会計事務の執行状況について監査を行なうことができる。なお、毎年3月末日には定期監査を行い、監事より総会に報告のうえ承認を得なければならない。また、定期監査結果については速やかに本会加盟道場・同好会に対し書面で報告を行なうものとする。

（監査請求）

第5条 本会加盟道場・同好会は、監事に対し必要に応じて監査請求を行なうことができる。なお、監事はその内容及び結果につき理事会並びに請求者に対し、速やかに書面で報告を行なわなければならない。

附則

本規則は、2010年1月1日から施行する。